

## 令和8年度 国民健康保険税の計算方法

### ○所得割にかかる課税対象額

前年の合計所得	− 430,000 =	Ⓐ
---------	-------------	---

### ①医療給付費分（賦課限度額 66万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）			
Ⓐ	× 6.30%	=	
イ) 均等割			
31,500円	×		人 =
計（医療給付費分）※100円未満切捨て			年額 円

### ②後期高齢者支援金分（賦課限度額 26万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）			
Ⓐ	× 3.00%	=	
イ) 均等割			
14,100円	×		人 =
計（後期高齢者支援金分）※100円未満切捨て			年額 円

### ③介護納付金分（※40歳～64歳の人を対象）（賦課限度額 17万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）			
Ⓐ	× 2.50%	=	
イ) 均等割			
14,100円	×		人 =
計（介護納付金分）※100円未満切捨て			年額 円

### ④子ども・子育て支援納付金分（賦課限度額 3万円）

（※高校生年代の子どもには、イ）均等割、ウ）18歳以上被保険者均等割はかかりません。）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）			
Ⓐ	× 0.30%	=	
イ) 均等割			
2,000円	×		人 =
ウ) 18歳以上被保険者均等割			
100円	×		人 =
計（子ども・子育て支援納付金分）※100円未満切捨て			年額 円

年税額（①+②+③+④） = 円

月額（年税額／12） = 円

※ ここで計算された金額はあくまでも試算であり、実際の課税額とは異なる場合があります。